

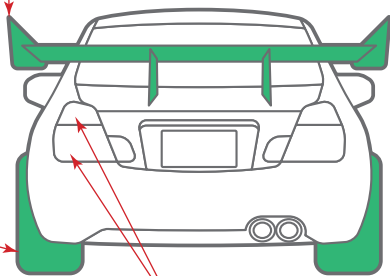
次のものは、保安基準に適合しない例です。

(1) 乗用車

基準外のウイング

- 側方への翼形状
- 不確実な取付け
- 鋭い突起状
- 取付付近車体の最外側・最後端となるもの 等

他の交通への安全を妨げるおそれがあります。



タイヤ

- 基準より車体外への突出

基準より車体外に突出したタイヤは、車体やブレーキ機構等と干渉するおそれが生じ、また、歩行者等に危害を及ぼし危険です。

制動灯

- 自動点滅する構造のもの
- 赤色以外の色

尾灯

- 赤色以外の色

方向指示器

- 点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの
- 橙色以外の色

後退灯

- 白色以外の色

後部反射器

- 赤色以外の色

番号灯

- 白色以外の色

他の交通に誤認を与え危険です。

シートベルトリマインダー

- 不正解除

運転席にシートベルトが装着されていない場合、運転者にその旨を警報する警告表示等を器具（シートベルトリマインダー）を用いて不正に解除するため、安全な運転を確保できず、危険です。

バックミラー

- 非緩衝式、鋭い突起

衝撃を緩衝できない構造のもの、鋭い突起を有するもの等は、歩行者等との衝突の際、損傷を与え危険です。

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付
- 着色フィルム等の貼付（可視光線透過率70%未満のもの）

運転視野の確保がとれなくなり、危険です。

燃料蒸発ガス排出抑止装置

- キャニスターの取外し

燃料が蒸発することによる炭化水素の大気中への排出を抑止することができなくなり、大気汚染の原因となります。

警音器

- ミュージック・ホーン

他の交通に警告の趣旨が伝わらず危険です。また、騒音公害にもなります。

車幅灯

- 白色以外の色（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のものについては橙色でもよい）

他の交通に誤認を与え危険です。

その他の灯火

- 赤色の燈光
- 点滅するもの
- 光度300cdを超えるもの

他の交通に誤認を与え危険です。

前部霧灯

- 白色又は淡黄色以外の色
- 灯光の色違い
- 同時に3個以上の点灯

他の交通に眩惑を与え危険です。

サスペンション

- スプリングの切断等

切断等により、ばねを除去しますと、サスペンションの正常な機能が失われ、かし取操作等に影響を与えます。

方向指示器

- 点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの
- 橙色以外の色
- 灯火器の取外し

他の交通に誤認を与え危険です。

消音器、触媒装置

- 消音器の切断・取外し
- 触媒装置の取外し

消音器の取外し、切断等の改造をしますと、騒音公害の原因となります。また、触媒装置（有害な排出ガスを減少させる装置）を取り外しますと、大気汚染の原因となります。

ホイール

- スピナーの取付け

歩行者等に危害を及ぼし危険です。

直前及び側方の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置

- 鏡又はカメラ等の取外し

運転視野の確保がとれなくなり、危険です。

